

令和5年度定期監査（出先機関）の結果に関する報告について

令和5年12月26日

那須烏山市監査告示第1号

令和5年度定期監査（出先機関）の結果に関する報告について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により、別紙のとおり公表します。

那須烏山市監査委員 瀧 田 晴 夫

那須烏山市監査委員 相 馬 正 典

令和5年度定期監査（出先機関）結果報告書

第1 監査の基準

那須烏山市監査基準（令和2年4月1日施行）に準拠

第2 監査の種類

地方自治法第199条第4項の規定に基づく監査

第3 監査の対象

烏山中学校及び烏山小学校

第4 監査の実施日及び場所

令和5年10月23日（月） 烏山中学校及び烏山小学校

第5 監査の着眼点及び実施内容

令和5年度の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が、関係法令に準拠し、適正かつ効率的に行われているかを主眼とし、関係書類等に基づき、疑問点等は関係職員に質疑で確認しながら監査を実施した。

第6 監査結果の区分

監査の結果、是正又は改善が必要であると認められる事項については、次のとおり区分する。

1 勧告事項

- (1) 法令、条例、規則等に違反しているもので、市の行財政運営又は市民生活に重大な影響を及ぼすもの
- (2) その他、勧告事項とする必要があると認められるもの

2 指摘事項

- (1) 法令、条例、規則等に違反しているもの
- (2) 経済性、効率性及び有効性の観点から改善を要するもの
- (3) その他、指摘事項とする必要があると認められるもの

3 注意事項

- (1) 指摘事項に該当するもののうち、比較的軽易なもの

第7 監査の結果

監査の範囲内においては、概ね適正に処理されていると認められた。
ただし、次の注意事項については、今後適切な措置を講じられたい。
なお、軽易な誤り等については、その都度口頭で改善を求めた。

1 注意事項

【烏山中学校、烏山小学校共通】

(1) 支払遅延防止等について

- ① 支払日が明記されていない請求書については、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第 10 条に規定する 15 日以内を目安とし、適正に処理されたい。